様式第9号(第25条関係)

（表面）

|  |
| --- |
|  １ 本証は、要約筆記活動の際、常にこれを携帯しなければならない。 ２ 本証を貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはな らない。 ３ 登録を取り消したときは、直ちに本証を返還 しなければならない。 ４ 本証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、 速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。 |

　　　　　　　　　（裏面）

|  |
| --- |
| 登録番号　第　　号　　**北見市要約筆記奉仕員証**氏　　名　　　　年　　月　　日 生上記の者は、北見市要約筆記奉仕員として登録されている者であることを証する。 年　　月　　日北　見　市　長　　　印 |